安全対策

・現場には許可書を携帯し、同記載の安全対策を含む各記載事項を全ての作業員に周知します。

・始業前には、現場作業員、船長と当日の作業内容、方法、場所、時間等について十分打ち合わせを行います。

・作業当日の天候を十分に把握します。

・作業期間中の荒天時は現場責任者及び船長で協議し、作業中止の決定を行います。

・作業中止基準は、平均風速10ｍ/ｓ以上、波高1.５ｍ以上、視程１ｋｍ以下、潮流１ノット以上の場合とします。

・また、台風や津波に関する注意報、警報発表中は作業を行いません。

・強い地震を感じた場合は直ちに作業を中止し、退避します。

・津波注意報の情報を受けた場合は、直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に退避します。

・全ての作業員に救命胴衣を着用及び必要に応じて保護具を装着させます。

・潜水作業船には、（Ａ旗）を掲げます。

・使用する潜水具、機材等の使用前点検を行います。

・潜水方式はスキューバ方式（２人一組）にて行います。

・潜水作業は、潜水士の泡の浮上位置に注意し、常に動向を把握します。

・労働安全衛生法、港則法、海上衝突予防法及びその他関連法規を遵守し、安全に作業を行います。

・海域利用者に対し、工事内容を事前に周知します。

・船舶の入出港時は作業を一時中断します。

・警戒船を配置し、異常接近する船舶等があった際は、作業を中断し、注意喚起後に安全が確保されてから作業を再開します。

・資格を要する作業は必ず有資格者にて行います。

・夜間作業は実施しません。

・作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急連絡系統図」により、関係先へ速報します。